

# 山口市男女共同参画センター だより

**平成26年8月号**

発行:山口市男女共同参画センター  
 編集:山口市男女共同参画ネットワーク広報委員会  
 〒753-0074 山口市中央二丁目5番1号(山口市民会館事務所2階)  
 TEL/FAX 083-934-2841 <http://www.y-djc.com/> [✉mw3kaku@c-able.ne.jp](mailto:mw3kaku@c-able.ne.jp)

## 国の動き

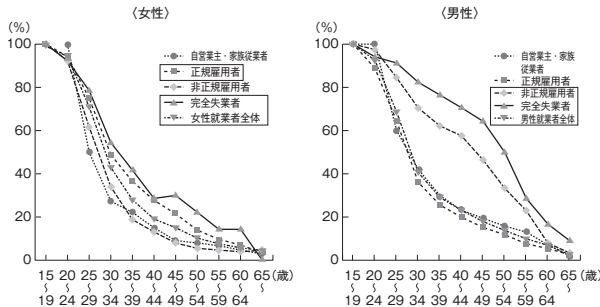
### 変わりゆく男性の仕事と暮らし

平成26年度男女共同参画白書の特集は、男性に焦点を置きながら、家族・世帯及びワーク・ライフ・バランス、男女の就業の状況、男女共同参画に関する意識について、現状及び中長期的な変化を分析します。

#### 1. 家族・世帯で大きく変化

平成12年に「夫婦と子供」から成る世帯の割合を、「単独」世帯が逆転しました。単独世帯の増加の背景として、高齢化に加えて、未婚率の上昇が考えられます。男女の未婚者の割合を就業状態別に見ると、男性では非正規雇用者及び完全失業者の未婚率が、女性では正規雇用者及び完全失業者の未婚率が、それぞれの就業者全体をおおむね上回っています。

図1.就業状態(従業上の地位及び雇用形態)別に見た年齢階級別未婚者の割合(男女別、平成25年)



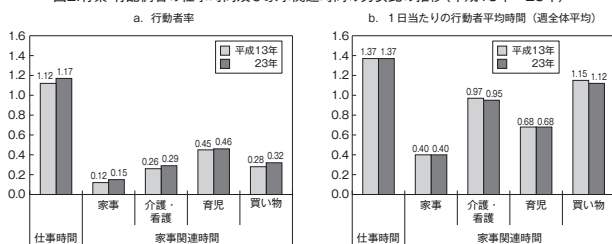
#### 2. 男性の就業環境の変化

終身雇用が確保できなくなり、非正規雇用者が増加し続け、若い生まれ世代ほど非正規雇用の割合が高くなっています。賃金の減少傾向が、雇用形態及び到達した教育段階に関わらず減少しています。更に、性別役割分担意識の変化が女性の就労等に関する男女の意識の変化に現れ、共働き世帯の増加と関連があると考えられます。

#### 3. 男性のワーク・ライフ・バランスの現実と男性の意識

世帯構造や男性の就業環境が大きく変化していますが、男性の働き方や家事活動への参加には、今のところ劇的

図2.有配偶者の仕事時間及び家事関連時間の男女比の推移(平成13年→23年)

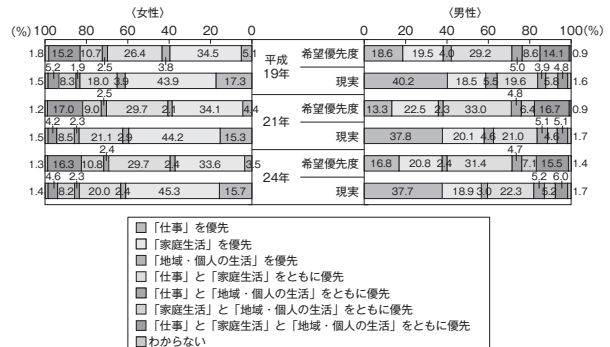


(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。  
2. 女性を1とした場合の数値。

な変化は見られません。

また、有業・有配偶者男性の家事関連活動は、以前と比べ拡大しているものの、全般として女性より低い水準が続いています。男性の育児休業の取得率も、2%前後で推移しています。男性の長時間労働や家事関連活動への参加において大きな変化が見られないことには、主たる稼ぎ手としての男性意識が背景にあると考えられます。一方で、長時間労働や家事関連活動時間の短さといった現状に、必ずしも満足しているわけではなく、希望と現実の乖離は、平成19年以降大きくは変化していません。

図3.仕事と生活の調和に関する希望と現実の推移(男女別、平成19年→24年)



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年8月調査、21年10月調査、24年10月調査)より作成。  
2. 「希望優先度」は「希望に最も近いもの」、「現実」は「現実(現状)に最も近いもの」への回答。

#### 4. 今後に向けて

男性の就業を取り巻く状況は大きく変化しており、経済的な理由から女性が就業するという例が増えていくことが考えられます。

男女とも、女性の就業を肯定的に考える割合が増えており、特に若年層においては、性別役割分担に関する意識は男女でほとんど差が見られなくなっています。一方で、男女の両方において男性が主たる稼ぎ手であると考えられる傾向が見られ、特に若い世代の独身者女性においてその傾向が強くなっています。

確実に言えるのは、家族類型、産業、就業スタイル、個人・社会生活といったあらゆる面において変化や多様化が進み、「主力」、「標準」、「典型的」といった言葉で表せるような特定のモデルは存在しない、ということです。個々の男女だけではなく、企業・組織や行政も、あらゆる面における変化をより迅速かつ的確に把握して、従来の考え方に閉まられることなく様々な施策や制度の検討・実施を行うことが求められます。



# 第23回 男女共同参画 全国都市会議 in やまぐち

ともに起こそう新しい風  
維新の里 やまぐちから

期日

平成26年**11月13日(木)、14日(金)**

会場

主会場：〔1日目〕**山口市市民会館**(山口市中央二丁目5番1号)  
**山口市男女共同参画センターゆめぼほら**(同上)  
〔2日目〕**山口県教育会館**(山口市大手町2番18号)

平成26年**11月13日(木)**〔1日目〕

山口市市民会館小ホール/山口市男女共同参画センター

12:30～

**開場・受付**

13:00～13:15

**オープニング**

13:15～13:45

**開会式**

13:45～14:45

**内閣府基調講演**

〔内閣府男女共同参画局〕

15:00～17:30

**分科会**

(会場により終了時間17:00となります)

●第1分科会 意思決定の場への参画

●第2分科会 ワーク・ライフ・バランス

●第3分科会 少子化

●第4分科会 防災・減災

●第5分科会 女性と人権

有料

平成26年**11月14日(金)**〔2日目〕

山口県教育会館

手話通訳・要約筆記あり

9:00～

**開場・受付**

9:30～

**全体会**

9:30～10:20

・分科会報告

10:30～12:00

・記念講演

〔21世紀の学びと家庭と職場

—男女共同参画の視点から—〕

講師：坂東眞理子氏(昭和女子大学学長)

無料



ばんどう まりこ  
講師：坂東 眞理子氏

プロフィール/  
富山県生まれ  
1969年東京大学卒業、  
総理府入省  
1995年～1998年  
埼玉県副知事  
1998年～2000年  
ブリスベン総領事  
2001年～2003年  
内閣府男女共同参画  
局長

2004年4月～ 昭和女子大学大学院教授、女性文化研究所長  
現在に至る

2007年4月～ 昭和女子大学学長 現在に至る

2014年4月～ 学校法人昭和女子大学 理事長 現在に至る

「新 家族の時代」、「副知事日記」、「女性の品格」、「錆びない  
生き方」、「日本人の美質」、「60歳からしておきたいこと」、  
「ソーシャル・ウーマン」など著書多数。

12:00～12:10 **閉会式**



瑠璃光寺五重塔

主催 / 山口市、男女共同参画全国都市会議、第23回男女共同参画全国都市会議inやまぐち実行委員会

後援 / 内閣府、山口県



## 男女共同参画講座 今をみる



### 第1回「男女共同参画の今、これから」

講師：国連ウィメン日本協会副理事長 三隅佳子氏

参画社会の実現は女性のみならず男性にとっても生きやすい社会を作ること、第3次男女共同参画基本計画にも盛り込まれています。現在、わが国では女性の活躍に向けた取り組みがなされていますが、2013年の世界におけるジェンダー・ギャップ指数は136カ国中105位と低く、固定的役割分担意識、女性が職業を持つことについての考え方、雇用の場での男女格差、政策・方針決定過程への参画に関して、目指す方向と現状のギャップをどう埋めるのが課題となっています。課題解決には、①2020年までに、あらゆる分野への女性リーダー30%をめざす。②法の整備はなされたが、根深い固定的性別役割分担意識とのギャップをどう埋めるのか。③女子差別撤廃条約や北京行動綱領の実現をどう図っていくか、これらの解消には女性のエンパワーメントが、家庭・社会を変える力になります。(2014/5/10)

### 第3回「家族をめぐる立法と判例の動向について」

講師：山口県立大学准教授 荻本知二氏

法律は設計図ともいわれ、「市民の法」を指す民法は、憲法と並んで全ての法の基礎です。また家族

とは、生計を一にしている、もしくは共に住んでいるというだけでなく、親族としての関係があることを意味します。民法725条では親族は結婚を基本とし、親子関係を基としています。ではどのような場合に「親子」あるいは「家族」であるとするのでしょうか。

現民法は明治時代に成立したもので、時を経て、成年後見制度、親権、離婚後の養育費、面会等、子の監護などに関しては改正が実現されました。しかし、たとえば女性と男性で違う婚姻適齢や、選択的夫婦別姓制度の問題は長く議論されながら、改正に至っておらず、きちんと法的議論をすべきであると考えられます。

また、近年では実親子関係の発生についてさまざまな裁判が起こされています。嫡出子、非嫡出子は民法の二重の嫡出推定や認知によって親子と認められますが、生殖補助医療による出生、たとえばAID（非配偶者からの精子提供による人工授精）や、卵子提供、代理出産などのように法律上と遺伝上の親子が違っている場合、複雑な判断を求められるようになりました。出生子が自身の出自を知る権利（子どもの権利条約7条1項）をどう保障するのかも難しいところです。

今年に入ってから家族をめぐる裁判の判決が相次いで出されています。引き続き関心をもっていきたいものです。(2014/7/19)



## 和食のおはなし

開催日は6月7日、講師はセントコア山口和食料理長の水野仁司氏です。

「和食」は、2013年12月4日、ユネスコの無形文化遺産として登録され、食べ物の登録としては世界で5番目となります。自然を尊重する日本人の心が和食には表現されており、また、伝統として、世代を越えて受け継がれていることが評価されました。

和食の特徴として以下の4つの点が挙げられます。

- ①多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重…日本は各地域に根ざした食材を活かした調理技術や調理道具が発達しています。山口のチャナマス、イトコニ（従兄弟煮）などもその一例です。
- ②栄養バランスの優れた健康的な食生活…一汁三菜

と動物性脂肪の少ない食生活は、栄養バランスも理想的で長寿、肥満防止に役立っています。

③自然の美しさや季節の移ろいの表現…料理に花を飾り付けたり、調度品や器で自然の美しさや四季の移ろいを表現し、季節感を楽しんでいます。

④年中行事との密接な関わり…正月などの年中行事を通して、自然の恵みである「食」を分け合い、食の時間を共にすることで地域や家族の絆を深めてきました。

他に日本食の豆知識として、「懐石料理」は茶道で用いられる料理、「会席料理」は宴席での料理を指します。この機会に食事の作法を見直してみるのもいいかもしれません。

## 薬とサプリメントのおはなし

開催日は7月5日、講師は山口市薬剤師会の河田和子氏です。

薬には医師が処方する医療用医薬品のほかに、薬局で薬剤師の管理のもとに自分の判断で買える一般医薬品があります。一方、健康維持を目的とした健康食品・サプリメントがあります。これらの正しい使用方法等について研修しました。

一般医薬品には1・2・3類とあり、副作用リスクの程度に応じて分類されます。購入の際は薬剤師に相談することが大切です。コンビニなどで一見医薬品のように見かける製品は、医薬部外品で医薬品とは異なり、治療ではなく、予防などが目的になります。薬の説明書には、使用上の注意、効能・効果、成分、用法・用量、副作用など使用上の大切な情報が記載されています。また、二つ以上の薬を併用するとお互いに影響し合っ、副作用が出たり、効果が弱まって治療効果が出ないなど予期しない症状がおこることがあります。

健康食品・サプリメントは広義の医薬品の範疇と



食品の範疇に区分されます。広義の医薬品は「医薬品」と「医薬部外品」に区分され、食品に分類されるものは保健機能食品（特定保健用食品と栄養機能食品）と一般食品（いわゆる健康食品）に区分されます。健康食品を安全に利用するには、薬のような使い方をせず、治療を受けている人が健康食品を使用する場合には、医師や薬剤師に相談することが大切です。サプリメントは補助的なものなので、それに頼るのではなく、毎日の食生活をも直すことが大切です。

## 山口市男女共同参画センター

## 今後の講座予定

### “男女共同参画講座 今をみる”

#### 第4回「憲法」

講師：山口大学教育学部  
准教授 松原 幸恵氏  
月日：平成26年9月20日（土曜日）

#### 第5回「時事問題」

講師：読売新聞山口総局長 小林 寛氏  
日時：平成26年10月18日（土曜日）

いずれも

時間：13:30～15:30

全ての申し込み先・問い合わせ先

山口市男女共同参画センター 〒753-0074 山口市中央二丁目5番1号（山口市民会館事務所2階）  
TEL/FAX 083-934-2841 <http://www.y-djc.com/> [✉mw3kaku@c-able.ne.jp](mailto:mw3kaku@c-able.ne.jp)

場所：山口男女共同参画センター視聴覚室

参加費：無料

託児：無料（事前にお申し込みが必要です）

#### 平成26年12月

- ・お父さんと子どもの料理教室
- ・文化講演会
- ・県外研修報告会（日本女性会議札幌）

#### 平成27年1月

- ・男性の料理教室
- ・昔あそびで三世代交流
- ・ロシア料理教室

#### 平成27年2月

- ・国際シンポジウム

## おんなの目 おとこの目

東京都議会のセクハラやじ問題もなんとなく終わってしまった感じになっているが、未婚議員に対する偏見はどこの議会においても男女問わず残っているように思える。

議員は、住民の意見の代弁者

であると同時に、無意識のうちに住民の範としての行動を求められている。そういう所から、普通に結婚をし、子育てをしてという人が一般的な議員像となり、そうでない人は、議員としての資質とは違うところで、色々なバッシングを受けることになる。

加えて、議員は“公人”という名のもとにプライベートな部

分が無くなっていくところもつらい。今回の都議も議会活動とは全く関係ないところで、いろいろなことをさらけ出されてしまった。

マスコミのみなさんにはもっと議員の議会活動について報道して欲しいし、住民の皆さんには、正しい目で議員の活動や政策をみつめて欲しい。